

監査公表第14号（平成30年6月8日、県公報第3998号登載）

県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（平成29年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果の報告（平成29年11月20日29監総第504号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年6月8日

福岡県監査委員	山	下	芳	郎
同	行	正	晴	實
同	岩	崎		勇
同	井	上	忠	敏

30県土総第187号

平成30年5月11日

福岡県監査委員 山下芳郎様
同 行正晴實様
同 岩崎勇様
同 井上忠敏様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年11月20日29監総第504号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡県土整備事務所	河川堤防占使用料において、調定が遅延していた。	事務の進捗状況を、河川占用申請が始まる2月下旬から1週間毎に確認するとともに、担当者が不在の場合は、副任に業務指示をする等フォローができるようにする。 業務未経験者に対する作業マニュアルを作成し、それを常備し異動の際は必ず引き継ぐことで、事務処理が遅れないようにする。
直方県土整備事務所	工事請負費において、契約変更等定められた手続が行われていなかった。	定期的に係会議を実施し、業務に関する情報共有をすることや、係内の業務の平準化をすることで職員の負担を減らし、再発防止を図る。 また、工事監督員に対して、工事の管理状況について、自己点検を実施させ、その検討結果を研修に反映させ啓発を行った。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
直方県土整備事務所	砂防堰堤工事において、埋戻し工の単価を誤ったため、積算過大となっていた。	<p>経験の浅い(概ね5年未満)担当者が設計した工事については、係内でヒアリングを行うとともに、担当者以外の職員による単価の正確性を含めた検算を、チェックシートを利用して行うこととした。</p> <p>また、本庁企画課において、入力誤りを防ぐため、積算システムにおける条件の入力方法を見直した。</p>
直方県土整備事務所	舗装補修工事において、単価適用世代を誤ったため、積算過小となっていた。	<p>担当者以外の職員による単価の正確性を含めた検算を、チェックシートを利用して行うこととした。</p> <p>また、本庁企画課において、入力誤りを防ぐため、チェックシートに積算に使用した適用世代の年月日を記載させることで、適切な適用世代であるか確認することとした。</p>

注意事項

対象機関が属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	物件移転等補償のうち借家人補償金の算定において、積算過小となっていた。	<p>係長が係員全員に対して、要領等に基づき、算定に係る注意点について指導した。</p> <p>また、チェックリスト、マニュアルの項目を追加修正し、活用を徹底することで再発防止を図る。</p>